

# 避難所における要援護者支援

## 「災害時要援護者の避難支援 ガイドライン」より

**原因:** 避難所において必要な支援に関する相談等がしにくく、避難所の責任者や市町村も、避難所における要援護者のニーズの把握や支援の実施が不十分の傾向

### 1 避難所における要援護者用窓口の設置

- ・各避難所に要援護者班(仮称)を設け、災害時に各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、要援護者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施。
- ・女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置
- ・避難支援プランと避難者名簿等とを照らしつつ、未確認の要援護者を市町村、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進める
- ・避難所内・外の各要援護者が必要な支援等を積極的に把握する
- ・要援護者の避難所での生活向上のため、災害時に教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を進める。

### ※要援護者班のイメージ

### 2. 避難所からの迅速・具体的な支援要請

- ・要援護者からの相談等に対応
- ・対応できないニーズについては、市町村の災害時要援護者支援班に迅速に要請する  
(市町村は、関係機関等と連携しつつ対応。対応できないものについては、速やかに都道府県、国等に要請する)

### 3. 避難所における要援護者支援への理解促進

- ・介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応する
- ・高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応する
- ・平常時から要援護者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法について確認しておく。
- ・災害時において、避難所の責任者は、避難所の要援護者班の意見を十分踏まえた上で、適切に対応していくとともに、避難所における要援護者支援に関する地域住民の理解を深めておく
- ・避難生活が長期に及ぶ場合は、適切なリハビリテーション等を実施すること